

(単位:円)

施設名	使用料の内容	使用料の区分	8% (平成26年改正)	10% (令和元年改正)	左記差額	所管課
乙丸温泉館	集会室利用料	市内業者	8,220	8,380	160	湯布院振興局地域振興課
	集会室利用料	市外業者	10,280	10,470	190	
	集会室利用料	個人10人まで	1,020	1,040	20	
	集会室利用料	個人20人まで	2,050	2,090	40	
	集会室利用料	個人21人以上	3,080	3,140	60	
	入浴料	一世帯3人まで	1,330	1,360	30	
	入浴料	一世帯4人以上	1,640	1,670	30	
	引湯料	一世帯	1,540	1,570	30	